

武蔵野商工会議所 商業部会規程

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本部会は武蔵野商工会議所商業部会（以下部会）と称する。

(所在地及び所属)

第 2 条 部会は東京都武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 1 0 番地 7 号所在の武蔵野商工会議所（以下会議所と称す）の一部として会議所に属する。

(目的)

第 3 条 部会は会議所の定款に定められた原則に基き、部会の会員が営んでいる事業の適切な改善発達及び会員相互の協力、親善を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 事業に関する調査・研究
- 2 事業に関する情報及び資料の収集並びに刊行
- 3 従業員の福利厚生に関する行事
- 4 事業に関する講演会及び講習会の開催
- 5 部会の意思の表示及び要望
- 6 事業に関する技術及び技能の普及
- 7 会員相互の協力
- 8 他部会及び関係諸団体との協調
- 9 その他部会の目的を達成するために必要な事業

(会議所定款の準用)

第 5 条 部会の運営についてはこの規程に定めてあるものの外は会議所の定款によるものとする。

第 2 章 会員

(会員資格)

第 6 条 部会は会議所の会員のうち当部会該当業種を営むものをもって会員とする。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第7条 部会に次の役員を置く。

- 1 部会長 1名
- 2 副部長 4名以内
- 3 評議員 若干名
- 4 監事 2名

(役員を選任)

- 第8条 1. 評議員・監事は部会総会（以下総会と称す）において部会員中より選出する。
但し、部会員として1年以上の在籍者を対象とし、選出の方法は選挙又は、総会の定める他の方法による。
2. 部会長及び副部長は、議員選挙終了後、評議員会に於いて選出する。
 3. 部会に所属する各号議員は評議員として評議員会に参画する。

(部会長・副部長の職務)

- 第9条 1. 部会長は部会を代表し会務を統括する。
部会長は必要に応じ会議所の常議員会に出席して部会に関する意見を述べる
ことができる。
2. 部会長は部会の状況を毎年度少なくとも1回議員総会に報告しなければならない。
 3. 副部長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行し部会長が欠員の時はその職務を行う。

(評議員・監事の職務)

- 第10条 1. 評議員は議案を評議員会において発議又は提出することができる。
2. 評議員は部会の運営にあたり、必要に応じ諸問題について討議する。
 3. 監事は部会の業務及び経理を監査しその結果を総会に報告する。

(役員任期)

- 第11条 部会長、副部長、評議員、監事の任期はそれぞれ3年とする。但し補欠選任された場合は前任者の残任期間とする。役員はすべて任期満了の場合でも後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類・招集・議長)

- 第12条
1. 部会の会議は総会・委員会・評議員会とし部会長が招集する。
 2. 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年開催し、臨時総会は部会長が必要と認めたとき、又は部会員が総部会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を明記した書類を部会長に提出して招集を求めたとき開催する。
 3. 総会の招集は少なくとも7日前までに各会員に対し会議の目的たる事項・日時・場所につき通知しなければならない。
 4. 総会及び評議員会の議長には部会長をもってあてる。部会長に事故にあるときは副部会長が議長となる。

(総会の議事)

- 第13条
1. 総会の成立は総部会員の3分の1以上の出席とする。
 2. 総会の議事は第4項の但し書き及び第15条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 3. 総会における会員の表決権及び選挙権は各々1個とする。
 4. 総会においては招集の通知にあらかじめ記載した事項についてのみ議決することができる。
但し、出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
 5. 総会の表決及び選挙について総会に欠席する会員は、委任状により権利の行使を出席会員に委任することができる。
 6. 総会においてはその延期又は続行の決議をすることができる。
この場合招集の通知は必要としない。

(総会の特別決議方法)

- 第14条 次に挙げる事項は総会において総部会員の3分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の多数による決議を必要とする。
1. 規程の変更
 2. 役員解任
 3. 部会員の除名

(総会の議事録)

- 第15条 総会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した部会員の2名以上が署名捺印しなければならない。

(二号議員の選出)

第16条 部会は、部会員のうちより会議所及び部会活動に対して功労顕著なものを議員会において推薦し、部会総会の同意を得て会議所二号議員として選出する。
但し、二号議員が優先して、部会長・副部会長に就任するものではない。

(議員会)

第17条 部会の運営を円滑にするため議員会を必要に応じて開催する。

(評議員会)

第18条 1. 部会の運営を円滑にするため評議員会を必要に応じて開催する。
2. 評議員会の議決は、評議員の3分の1以上の出席を要し、出席者の過半数により決する。

(委員会)

第19条 部会の運営と活動を円滑にするため評議員会の決議により必要に応じ、委員会を設けることができる。

(部会の経費)

第20条 1. 部会に関する経費は会議所の経費をもって充当する。
2. 部会運営のため必要ある場合、部会費を会員より徴収することができる。
部会費の金額並びに徴収方法については総会において定める。

(会計・事業年度)

第21条 部会の会計及び事業年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(変更)

第22条 本規程は部会総会の決議を経なければ変更することができない。

付則

この規程は昭和45年8月15日 施行

この規程は昭和51年8月 日 一部改訂

この規程は昭和63年3月 1日 一部改訂

この規程は平成 4年4月22日 一部改訂

この規程は平成 6年8月 9日 一部改訂

この規程は平成 7年4月27日 一部改訂

この規程は平成14年5月 8日 一部改訂

この規定は平成28年5月20日 一部改訂

この規定は令和 3年7月16日 一部改訂